

犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

1 経緯と背景

(1) 近時の課題

犯罪被害者やその家族は、その被害の実情等に応じて、被害直後から、刑事・民事関連を始めとする様々な対応が必要となるにもかかわらず、精神的・身体的被害等によって自ら対応できないばかりか、その被害に起因するなどして経済的困窮に陥ることにより弁護士等による援助を受けられない場合がある。

日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）は、国等の責務（総合法律支援法第8条から第11条まで）に基づく総合法律支援の事業を適切に行い、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要なサービス等の提供が受けられる社会の実現を目指して、平成18年の設立・業務開始以来、民事法律扶助業務・国選弁護等関連業務のみならず、犯罪被害者支援業務を実施し、犯罪被害者等に対する支援において一定の成果を挙げてきた。

しかしながら、現行の法テラスによる犯罪被害者等への援助は、その対象や内容が限定的であるとの指摘がなされ、とりわけ、犯罪被害者等への支援に関する施策を一層推進する観点から、上記の精神的・身体的被害等によって自ら対応できず、経済的にも困窮している犯罪被害者等に対し、必要な援助を行うための施策を実施することが求められている。

(2) 「犯罪被害者支援弁護士制度検討会」及び「犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会」

法務省においては、令和2年7月、弁護士による犯罪被害者の支援を充実させる観点から、支援の対象とすべき犯罪被害者の範囲、支援の在り方等について、法制度化に向けた

課題を含め広く検討し、論点整理を行うことを目的として、「犯罪被害者支援弁護士制度検討会」（委員：弁護士、学識経験者、被害者支援団体関係者）を設置し、同検討会は、関係機関・団体等からヒアリングを行うなどした上、令和3年4月、論点整理の結果を公表した。

さらに、同年10月、法務省において、真に援助が必要な犯罪被害者に対する法的支援の方策・在り方について、実務的な観点から引き続き検討を行い、運用面における改善・見直し事項を洗い出し、犯罪被害者支援に反映させるとともに、法制度化に向けた課題を含む諸課題の更なる検討を進めることを目的として、「犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会」（構成員：弁護士、法テラス、法務省）を設置した。同協議会は、令和5年4月、早期の段階から弁護士による継続的かつ包括的な支援を受けられるようにするとともに、これに対する必要な経済的援助を行うことを内容とする制度（犯罪被害者等支援弁護士制度）の導入を求める内容とする取りまとめを公表した。

(3) 犯罪被害者等施策推進会議決定

令和5年6月推進会議決定の項目②「犯罪被害者等支援弁護士制度の創設」において、「犯罪被害者等支援弁護士制度について、法務省において、犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けることができるよう、同制度の導入に向けて速やかに具体的検討を行い、必要に応じ、関係機関等との調整を図るなどして、1年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて所要の法整備を含めた必要な施策を実施すること」とされた。

2 総合法律支援法の改正

令和5年6月推進会議決定等を踏まえ、法務省において、犯罪被害者等の支援に関する施策を一層推進する観点から、法テラスの業務として、一定の被害者等を包括的かつ継続的に援助するために必要な法律相談を実施する業務及び契約弁護士等に必要な法律事務等を取り扱わせる業務を追加する措置を講ずる

ことを内容とする総合法律支援法の一部を改正する法律案を立案した。

上記法律案は、令和6年3月5日、内閣により第213回国会（通常国会）に提出された。そして、国会における審議を経て、同年4月18日に総合法律支援法の一部を改正する法律が成立し、同月24日に公布された。

3 改正法の概要

(1) 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

法テラスの業務に、下記ア又はイに掲げる被害者等であって、刑事手続への適切な関与又は損害若しくは苦痛の回復若しくは軽減を図るために訴訟その他の手続の準備及び追行に必要な費用の支払によりその生活の維持が困難となるおそれがあるものを包括的かつ継続的に援助するため、当該被害に係る刑事手続への適切な関与又は損害若しくは苦痛の回復若しくは軽減を図るために必要な法律相談を実施すること並びに契約弁護士等にこれらに必要な法律事務及びこれに付随する事務を取り扱わせることを加える（改正後の総合法律支援法第30条第1項第9号）。

ア 次に掲げる罪又はその未遂罪の被害者等
 (ア) 故意の犯罪行為により人を死亡させた罪
 (イ) 刑法における一定の性犯罪又はその犯罪行為にこれら性犯罪の犯罪行為を含む罪 ((ア)に掲げる罪を除く。)
 イ 人の生命又は心身に被害を及ぼす罪として政令で定めるもの（アに規定する罪を除く。）の犯罪行為により被害者が政令で定める程度の被害を受けた場合における当該犯罪行為の被害者等

(2) 施行期日

公布の日（令和6年4月24日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定

める日から施行する（附則第1項）。

(3) 経過措置

改正後の総合法律支援法第30条第1項第9号の規定は、前記施行の日以後に行われた犯罪行為による被害について適用する（附則第2項）。

犯罪被害者等支援弁護士制度の概要

犯罪被害者等支援弁護士制度

総合法律支援法の一部を改正する法律
(令和6年4月18日成立、同月24日公布)

犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

本制度の趣旨

犯罪被害者やその御家族が、精神的・身体的被害等により、被害直後から必要となる様々な対応を自ら行えず、経済的困窮から、弁護士による援助を受けられない場合があることを踏まえ、早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な援助を行うもの

本制度の概要

対象被害者等

- 故意の犯罪行為により人を死亡させた罪の被害者等
- 刑法における一定の性犯罪等の被害者等
- 政令で定める罪の犯罪行為により政令で定める程度の被害を受けた場合の被害者等

対象要件

必要な費用の支払により、その生活の維持が困難となるおそれがあること

援助内容

刑事手続への適切な関与又は損害・苦痛の回復・軽減を図るために必要な法律相談や法律事務・付随事務を契約弁護士等が行う

運用開始に向けた今後の予定

※ 施行日は、公布日から2年を超えない範囲と規定

- 対象となる「罪」及び「被害の程度」を定める政令の制定
- 費用負担の在り方等について定める業務方法書等の整備
- 業務管理システムの構築
- 紮い手となる育・量ともに充実した弁護士の確保 等

可能な限り早期に円滑かつ充実した運用の開始を目指す

提供：法務省（令和6年7月時点）

4 運用開始に向けた今後の予定

犯罪被害者等支援弁護士制度の運用開始に当たっては、対象となる「罪」及び「被害の程度」を定める政令の制定、業務方法書等の整備、業務管理システムの構築、担い手となる質・量ともに充実した弁護士の確保等が必要となる。

法務省としては、可能な限り早期に円滑かつ充実した運用の開始を目指している。